

奈良県総合医療センター院内保育所管理運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、奈良県総合医療センター（以下、「当センター」という。）が、院内保育所管理運営業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要等

（１）業務名

奈良県総合医療センター院内保育所管理運営業務

（２）発注者

地方独立行政法人奈良県立病院機構

奈良県総合医療センター 院長 松山 武

（３）業務の内容

当センターの職員等（奈良県立病院機構正規職員、当センター勤務有期雇用職員、当センター勤務委託職員含む）または院長が認める者の子である生後３ヶ月から小学校就学の始期に達するまでの児童を対象とした院内保育所管理運営業務全般

※ただし、当センターは近隣の病院との共同利用枠の検討をしており、実施する際に受託者は相談に応じるものとする。

（４）履行場所

名称：奈良県総合医療センター院内保育所 こじかの森保育園

住所：奈良市六条西４丁目６－３０

（５）委託期間

令和６年４月１日～令和９年３月３１日

ただし、契約締結日から運営委託開始までの期間を準備期間とする。

この期間に要する一切の費用は受託者の負担とする。

3 応募資格

本業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- （１）地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第４条第１項及び第２項の規定に該当しない者であること。
- （２）過去５年以内に幼児福祉法第５９条の５項の規定に基づく停止を命じられていないこと、かつ幼児福祉関係の国庫補助金の取り消しを受けていない者であること。
- （３）法人等を設立して５年以上経過しており、財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること
- （４）入所定員３０名以上の認可保育施設又は認可外保育施設を現在まで３年以上継続して管理運営している実績（業務委託契約による管理運営も含む。）が３件以上あること。
- （５）業務運営に際し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者であること。
- （６）役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。

- (7) 公告日から本業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (9) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (10) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (14) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4 手続等

(1) 問い合わせ先及び提出先

〒630-8581

奈良市七条西町2丁目897番5号

奈良県総合医療センター 総務課

電話番号 0742-46-6001（内線2442）

メールアドレス sogo@nara-pho.jp

(2) 参加申請書の提出

ア 提出期限 持参の場合、令和5年11月6日（月）午後5時まで

郵送の場合、令和5年11月6日（月）午後5時必着

イ 提出先 上記（1）提出先に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送に限る。

持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）。

なお、持参にて提出する者は、提出日時を上記（1）提出先と事前に電話調整すること。郵送の場合、提出期限の日必着とし、上記（1）提出先に事前に電話連絡のうえ、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

エ 提出物

① 参加申請書（第1号様式）

② 会社概要（第2号様式）

③ 実績一覧表（第3号様式）

入所定員30名以上の認可保育施設又は認可外保育施設を現在まで3年以上 継続して管理

運営している実績（業務委託契約による管理運営も含む。）が3件記入すること。

- ④ 法人の登記事項全部証明書 ※3ヶ月以内に交付されたもの
- ⑤ 定款（写）・法人等の運営及び組織に関する書類（パンフレット可）
- ⑥ 直近3ヶ年の収支決算書（写）
- ⑦ 納税証明書 ※3ヶ月以内に交付されたもの
- ⑧ 反社会的勢力排除に関する誓約書及びその別紙（第10号様式）

オ 提出部数 1部

カ 参加資格確認通知

当該参加申請書の提出者全員に、令和5年11月8日（水）を目途に参加資格確認通知を発送するものとする。

キ 辞退の場合の届出

参加申請書提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（第9号様式）を持参又は郵送にて、上記（1）提出先まで提出すること。

なお、その際の提出期限は、令和5年11月17日（金）までとし、提出方法は上記（2）ウに準じる。

（3）資料貸与

ア 受取期間 令和5年10月20日（月）～11月18日（水）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く）。ただし、令和5年11月18日（水）は午後3時までとする。なお、資料貸与を希望する者は、希望日時を上記（1）問い合わせ先に事前に電話にて連絡すること。

イ 受取場所 奈良県総合医療センター

ウ 貸与資料

- ① 配置図
- ② 平面図
- ③ 厨房配置平面図

エ 留意事項

資料貸与当日は、「守秘義務の遵守に関する誓約書」（第4号様式）及び「貸与資料受領証」（第5号様式）に必要事項を記入・押印した上で、持参すること。なお、貸与資料は、企画提案書類の提出期限までに当センターまで返還すること。

（4）質問及び回答

ア 提出期限 令和5年11月8日（火）午後5時必着

イ 提出方法 応募者で、質問がある場合は、「質問書」（第6号様式）に必要事項を記入し、上記（1）提出先に電子メールにて提出すること。他の方法での提出、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

なお、件名に【奈良県総合医療センター院内保育所管理運営業務への質問】と明記し、メール送付後、必ず電話にて到着確認を行うこと。

ウ 回答方法 受付期間内に受理した質問内容と併せて、上記（2）の参加申請書提出者全員（プロポーザル参加資格を有する者に限る）に令和5年11月13日（月）

を目途に、担当者メールアドレス宛に電子メールにて回答する。

なお、回答の際、質問者名は明示せず、再質問は受け付けないものとする。

また、質問の回答は、本公示等の追加又は修正とみなすものとする。

（5）企画提案書類の提出

参加資格を有すると認められた者は、下記により必要な書類を提出すること。

ア 受付期間 持参の場合、令和5年11月8日（月）～11月20日（月）午後5時まで
郵送の場合、令和5年11月8日（月）～11月20日（月）午後5時必着。

イ 提出先 上記（1）提出先に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送に限る。

持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）。
なお、持参にて提出する者は、提出日時を上記（1）提出先と事前に電話にて調整すること。

郵送の場合、提出期限の日必着とし、上記（1）提出先に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

エ 提出物

企画提案書類は、「奈良県総合医療センター院内保育所管理運営業務委託仕様書」を踏まえ、次の項目を記述した上で提出すること。

① 企画提案書（第7号様式）

（ア）質の確保に関する考え方

保育所運営にあたっての基本的な考え方、保育理念、保育の質の確保のための取り組み、保護者や近隣からの苦情や要望に対する対応方法、運営本部からの支援等について記入すること。

（イ）職員採用・配置に関する考え方

職員の配置や勤務体制、職員の確保のための具体的な計画、職員への教育研修体制、労務管理、保育者の処遇改善等について記入すること。

（ウ）安全・事故防止等に関する考え方

事故等の防止や防犯対策のための体制、幼児の所在が確認できる体制、幼児や職員の健康管理方法等について記入すること。

（エ）保育内容

1日の保育の流れ、1年間の行事計画、就学前の幼児に対する保育内容の工夫等について記入すること。

（オ）給食

幼児が食事を楽しむための工夫、アレルギー等への配慮、感染症予防や安全衛生確保の対策等について記入すること。

（カ）委託費請求に関する考え方

日々の保育幼児数変動への対応など、当センター側の負担軽減のための工夫等について記入すること。

（キ）感染症流行時の保育業務維持への考え方や工夫、感染症防止対策等について記入すること。

② 見積書（第8号様式）

別紙「奈良県総合医療センター院内保育所管理運営業務 見積条件」をもとに、通常保育、延長保育、夜間保育、給食（調理員等）、食材費、その他経費に区分し、項目毎の算出方法・内訳等がわかる明細を添付すること。様式は任意とする。

オ 提出部数 11部（正本1部、副本10部）

提出にあたっては、【提出書類の作成要領】を熟読の上、間違い等がないようにすること。

カ その他

1事業者につき1提案とし、原則再提出は認めない。

(6) 選定の手順及びスケジュール

令和5年10月20日(金) 公告

11月 6日(月) 参加申請書の提出期限

11月 8日(水) 参加資格確認通知(予定)

11月 8日(水) 質問書の提出期限

11月13日(月) 質問に対する回答(予定)

11月 6日(月)～11月20日(月) 企画提案書類の受付期間

12月 1日(金) プレゼンテーションの実施(予定)

12月 4日(月) 選定結果の通知(予定)

5 選定方法等

(1) 選定方法

選定にあたっては、当センターが設置する選定審査会において、別表「奈良県総合医療センター院内保育所管理運営業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準」に基づき、提案の妥当性や見積価格など総合的に応募者の業務実施能力を審査し、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として選定する。

応募者によるプレゼンテーションは、令和5年12月1日(金)を予定しているが、日時、場所等の詳細については別途連絡する。

ア 当日の出席人数は3名以内とする。

イ プレゼンテーションに係る想定時間は、説明時間15分、質疑応答10分の計25分程度とする。

ウ プレゼンテーションは、参加申請書の受付順に行う。

エ 提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施することとし、当日の資料追加は認めない。

また、プロジェクターの使用は可とするが、映写データは企画提案書のみとし、シート・データの追加及び修正は不可とする。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、令和5年12月11日(月)を目途に企画提案書提出者全員に対して文書で通知する。

(3) 契約の締結

選定の結果、最優秀提案者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとし、具体的な業務内容及び金額について当センターと協議し、合意に達した場合に契約を行う。また、選定された最優秀提案者が契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合、及びその他の理由において最優秀提案者との契約が締結できない場合は、最優秀提案者の優先交渉権を取り消し、次点者を契約相手方とし、契約交渉を行う。契約書には、保育士体制毎の委託料や連携推進職員の単科等も記載すること。

(4) 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者が次のいずれかの事由に該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規

定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ 本契約に係る下請契約に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- キ 本契約に係る下請契約に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、当センターが当センターとの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(5) 契約の解除

契約締結後、契約者について、上記（4）のアからキまでのいずれかの事由に該当すると認められるとき又は本契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、その旨を当センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったときは、契約を解除することがある。

また、契約を解除することとなった場合は、損害賠償義務が生じるため、これに応じなければならない。

なお、上記（4）中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

6 その他

- (1) 応募者は、当センター及び第三者が所有する土地に無断で侵入し、調査等を行わないこと。
- (2) 企画提案書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出された企画提案書類は返却しない。また、原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- (4) 企画提案書類提出後、当センターの判断で提出者に補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出された企画提案書類は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (6) 選定結果として、企画提案書類を提出した者の名称や審査結果概要等の情報公開を行う場合、及び県民等から情報公開の請求に応じて企画提案書類の情報開示を行う場合がある。
ただし、参加者の正当な利益が害されるおそれがあると当センターが認めた箇所（ノウハウ、人事等に係る情報等）については非公開とする。
- (7) 募集及び契約については、当センターの都合により中止することがある。
- (8) 契約後において、書類提出後に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。